

堺市監査委員公表第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 22 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市大仙公園日本庭園

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和7年12月22日

第5 施設の概要

<所管部局>

建設局 公園緑地部 大仙公園事務所

<指定管理者>

団体名 大仙公園日本庭園管理グループ

代表団体 大阪造園土木株式会社

構成団体 株式会社日比谷アメニス大阪支店

構成団体 株式会社庭樹園

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年度の委託料 5,030万円

<施設名及びその主な内容>

名称 堺市大仙公園日本庭園

所在地 堺区大仙中町

設置年月 平成元年3月

設置目的 市民に憩いの場を提供するとともに文化を創造し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

施設規模 敷地総面積 26,000 m²

（南北 300m、東西 30～130m、周囲約 940m）

施設内容

主な施設 休憩舎、甘泉殿、流杯亭
 その他(管理棟 1、管理棟 2、循環設備室)

第 6 事業状況

<利用状況> 令和 6 年度

(単位：人)

区 分	有料入園者数			無 入 者 料 園 数	合 計	和 室 利 用 者 (件数)	庭 園 使 用 可 件 数
	大人・小人 (減免含む)	年 間 パ ス 延 人 数	小 計				
利用者数	52,032	3,997	56,029	55,629	111,658	6,695 (429 件)	1,024 件

<収支状況> 令和 6 年度

(単位：円)

	金 額
収 入	74,771,786
指定管理料	50,300,000
利用料金	21,798,460
その他	2,673,326
支 出	74,771,786
人件費	35,610,457
光熱水費	4,098,011
委託費	14,193,559
その他	20,869,759
収支差額	0

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況、利用料金の収入状況、自主事業の実施・収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

ア 利用料金の収入状況において、事業報告書で年間入園券の収入金額を報告しているが、四半期ごとに市に提出している定期報告書で報告している金額と異なっているものがあった。

また、年間入園券の発行枚数及び利用料金等収入を誤って記載していた。

イ 収支報告書において、施設内に設置している自動販売機に係る電気代を自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上しているものがあった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に

基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるとされている。

しかし、指定管理者は、ウェブサイト等制作業務、ウェブサイト管理業務、一般廃棄物収集運搬業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。

[指定管理者が購入した備品等の取扱いについて（意見）]

基本協定書において、指定管理者は、任意に購入した備品等（Ⅱ種）について帳簿等により明確に整理するものとされている。

しかし、指定管理者が保有する備品のうち一部は備品一覧により整理されていたものの、ノートパソコン（約23万円）等について備品一覧に記載していないものがあった。一方で、備品一覧には比較的低額な物品が記載されている例も見受けられ、統一的な取扱いがなされていない状況であった。

備品の管理に関する取扱いについて、基準の整備等により明確に整理し、適切に管理されたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。